平成２７年（フ）第６０６号
札幌市中央区南４条西18丁目１番７－301号
債務者　本間　洋子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１５号
札幌市豊平区西岡３条11丁目９番25号　能沢マンション203号
債務者　遠藤　元子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１８号
札幌市白石区栄通15丁目５番27号　サンコート105号
債務者　三上　光市
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１９号
札幌市中央区南９条西12丁目１－10　デザイナーズコート403、住民票上の住所北海道江別市大麻宮町５番地の１　Ｒ７－302
債務者　丹野亜津美
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２３号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目１番33号　中川ハイツＢ８号
債務者　出倉由紀子（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２４号
札幌市西区八軒10条東４丁目１－６－211、住民票上の住所熊本県天草市五和町手野２丁目1551番地
債務者　宮下　雅央
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６４３号
札幌市中央区南６条西３丁目10番地　セントラルコーポ705号
債務者　松原奈美子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７３号
札幌市手稲区新発寒３条２丁目５番９号　Ｍマエダ３－107号
債務者　池田　玲一
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７７号
札幌市北区篠路５条10丁目２番10号
債務者　鎌田　　隆
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８２号
札幌市東区中沼西５条２丁目１番11号
債務者　岩田　誠一
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８３号
札幌市東区中沼西５条２丁目１番11号
債務者　岩田　由美
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１６号
北海道千歳市北光３丁目８番６号　第一新生ハイツ７号
債務者　志田　　謙
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０９号
群馬県伊勢崎市茂呂町１丁目37番地３
債務者　比嘉カリナこと　ヒガ　ヤマシロ　アナ　カリナ（ＨＩＧＡ　ＹＡＭＡＳＨＩＲＯ　ＡＮＡ　ＫＡＲＩＮＡ）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１号
群馬県前橋市上泉町1481番地　Ｂ－105号
債務者　大澤　晴妙
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０９号
千葉市稲毛区天台３丁目12番１号　白鳥方
債務者　椙田　　**綠**
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１９号
千葉県市原市姉崎969番地　サニーレジデンスＢ－201
債務者　森田　　修
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２３３号
千葉県市川市市川３丁目８番６号　広田方
債務者　萬造寺富美子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２５１号
千葉県市原市牛久535番地　串田ハイツ３－101
債務者　君塚　裕樹
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係